

蒲郡市地域放送施設設置等事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域における広報設備の充実を図るため、地域住民組織である総代区又は常会（駐在区）が行う地域放送施設の設置並びに増設及び改修に要する経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業費及び補助率)

第2条 補助の対象になる事業費は、地域放送施設の設置並びに増設及び改修に要する経費のうち放送機器設備の設置等に要する経費とし、その額及び補助率は次のとおりとする。

- ・ 補助対象事業費の額 5万円以上。ただし、100万円を超える場合は、100万円とみなす。
- ・ 補 助 率 補助対象事業費の額の100分の45以内
(1,000円未満の端数は切り捨てる。)

(交 付)

第3条 補助金の交付は、補助金の額が確定した後に行うものとする。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。